

井川町子ども・子育て支援事業計画
《第2期》



令和2年度～令和6年度



目 次

第1章	計画の策定にあたって	・・・・・・・・・・1
1	計画策定の趣旨	……………1
2	計画の位置付け	……………2
3	計画期間	……………2
第2章	町の現状	・・・・・・・・・・3
1	人口・世帯の動向	……………3
2	出生数・出生率	……………4
3	アンケート結果の概要	……………5
4	第1期子ども・子育て支援事業計画の実績	……………12
第3章	計画の基本的な考え方	・・・・・・・・・・13
1	計画の基本理念	……………13
2	計画の基本的な視点	……………13
3	施策の体系	……………14
第4章	施策の推進	・・・・・・・・・・15
1	安心して産み育てる	……………15
2	社会全体で育てる	……………21
3	一人ひとりが輝き未来へつながる	……………25
第5章	計画の進行管理	・・・・・・・・・・28
1	計画推進体制	……………28
2	進行管理	……………28

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

井川町では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、同法のねらいである「質の高い幼児期の教育・保育の提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現に向けて、平成27年度からの5年間で第1期とした「井川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

平成27年4月から「子ども・子育て関連3法」に基づいてスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即したより柔軟な制度運用・サービス提供に向けた取り組みを推進することとしています。

本町では、上記を踏まえ、町に生まれ成長する子どもや子育て家庭に対する総合的な支援をさらに推進するため、第1期の計画を継承し、新たに第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定します。

○子ども子育て関連3法

① 「子ども・子育て支援法」

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設など地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③ 「子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

2 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけられるほか、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格も併せ持つものとします。

また、本町が目指すまちの姿やそれを実現するための方向性が示された井川町総合振興計画を上位計画とし、井川町総合戦略を始めとする各分野の関連計画と整合性を持たせた、町の子ども・子育てに関する総合計画として策定するものです。

3 計画期間

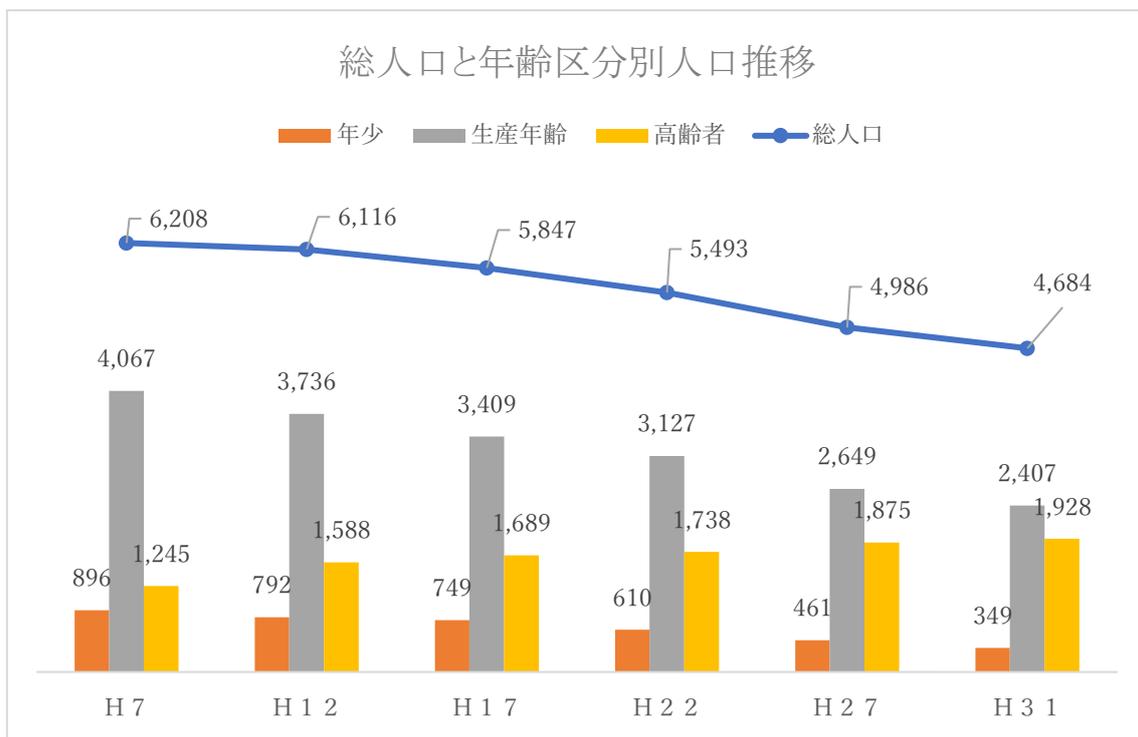
計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、量の見込みや確保方策などに変更の必要が生じた場合は見直しを行います。

第2章 町の現状

1 人口・世帯の動向

町の人口は、上・下井河村の合併により井川村が誕生した昭和30年をピークに減少を続け、平成27年（2015年）国勢調査人口では4,986人となっています。年齢別の人口構成で見ると、平成7年（1995年）を境に65歳以上の高齢者人口が15歳未満の年少者人口を上回り、少子高齢化が一層進行しています。

人口は今後も減少を続け、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、2045年の本町の人口は2,445人（年少人口110人）と推計されています。



資料：国勢調査

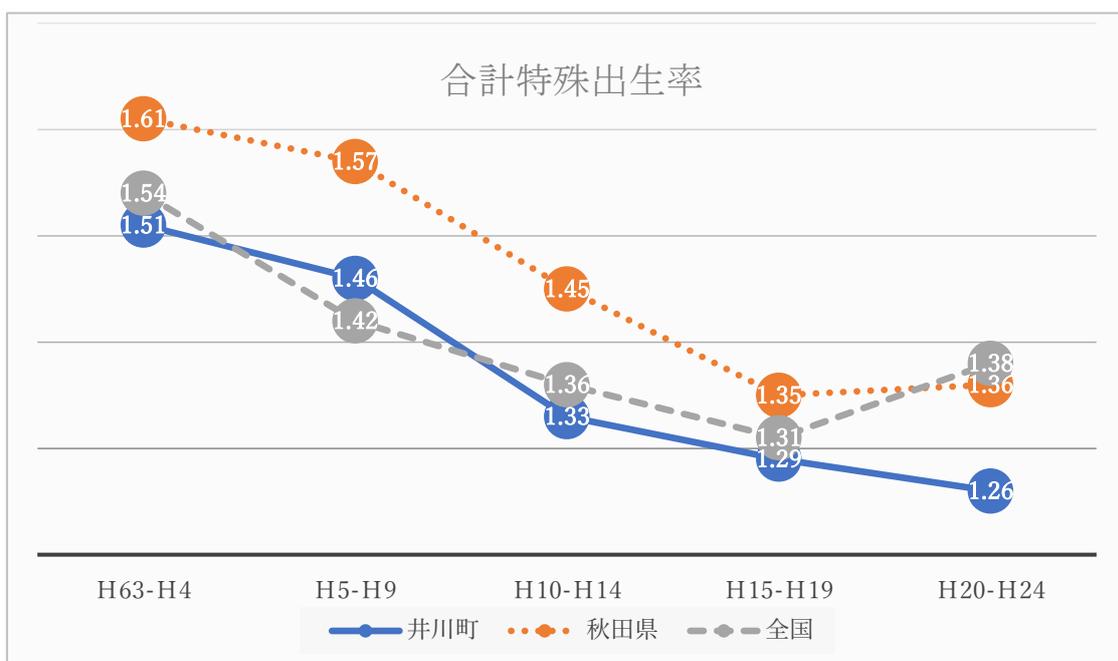
2 出生数・出生率

町の出生数は近年減少傾向にあり、合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）においても、同様に減少を続けています。

厚生労働省が公表している本町の平成20年～24年における合計特殊出生率は1.26となっており、県平均をも下回っています。また秋田県の「少子化要因調査・分析事業報告書」（平成31年3月）によると、平成25～29年度の数値は県が推定する参考値ではあるものの、本町は1.08と県内でも最も低くなっています。同報告書によると結婚要因のマイナス値が大きい（未婚率が高い）ことが大きく影響しているとされており、子育て支援のみならず結婚支援、それに繋がる雇用環境の整備などが大きな課題となっています。



資料：国勢調査



資料：厚生労働省

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

町内の子育てを行う世帯の現在の事業利用状況と今後の利用希望、子育てに関する要望等を把握し、事業計画策定の基礎資料とするとともに今後の事業運営に役立てるために実施したものです。

(2) 調査対象

町に居住する就学前児及び小学生を持つ保護者

(3) 調査期間

令和元年5月29日～6月10日

(4) 調査方法

こどもセンター、義務教育学校経由及び郵送

(5) 送付数、回収数

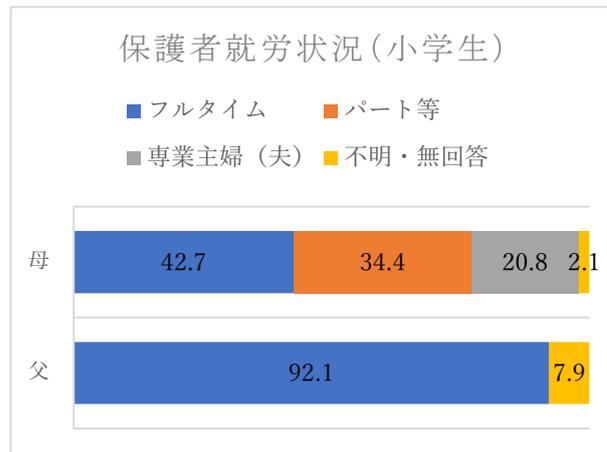
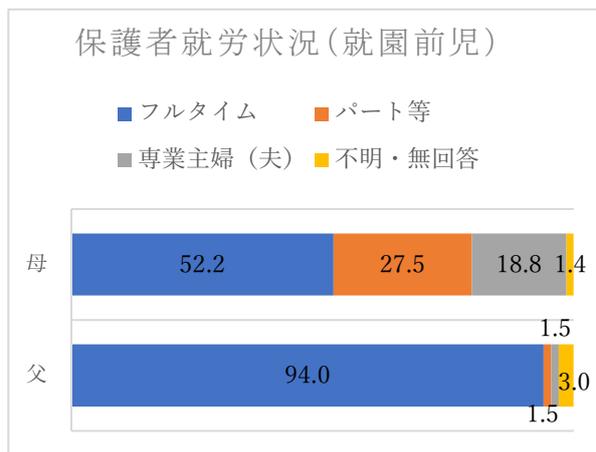
	送付数	回収数	回収率
就学前児	84件	69件	82.1%
小学生	115件	96件	83.5%
合計	199件	165件	82.9%

・調査結果の比率は、回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。比率の合計は100%とはならない場合があります。

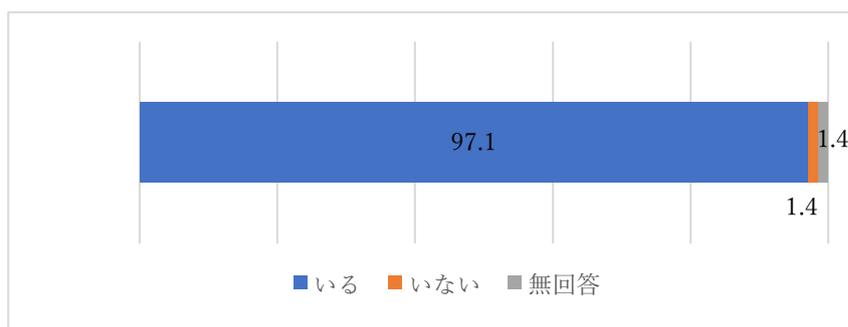
(6) 調査結果概要

① 子育てをめぐる環境

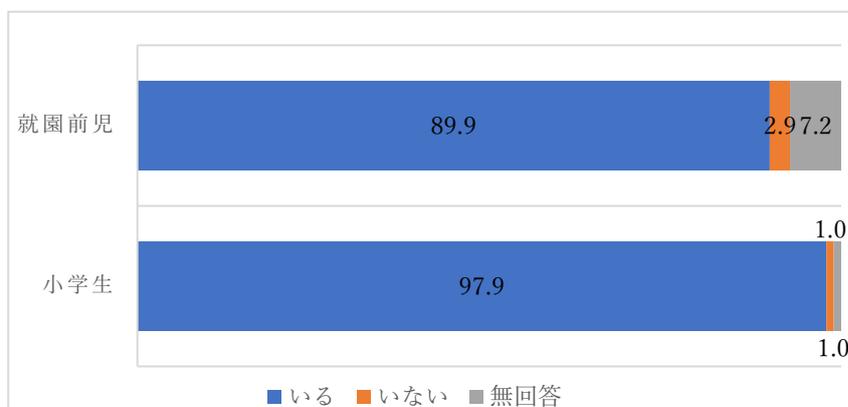
○保護者の就労状況



○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるか

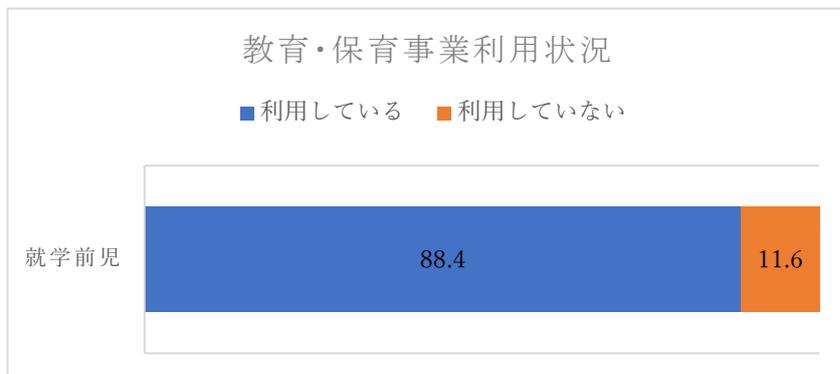


○子育てに関して気軽に相談できる人はいるか(場所はあるか)

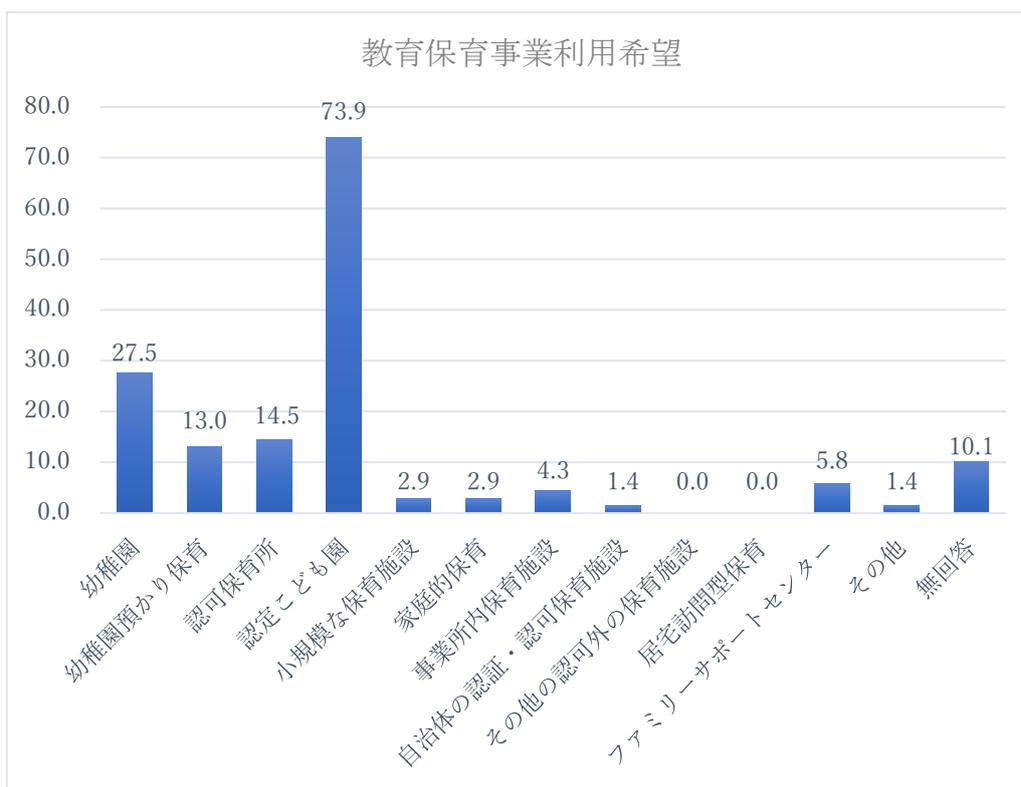


② 教育・保育事業の利用状況

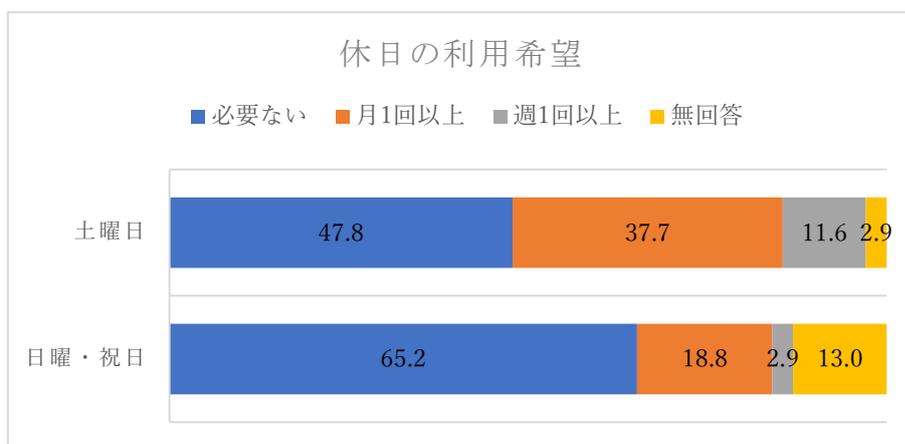
○幼稚園・保育所等定期的な教育・保育事業を利用しているか



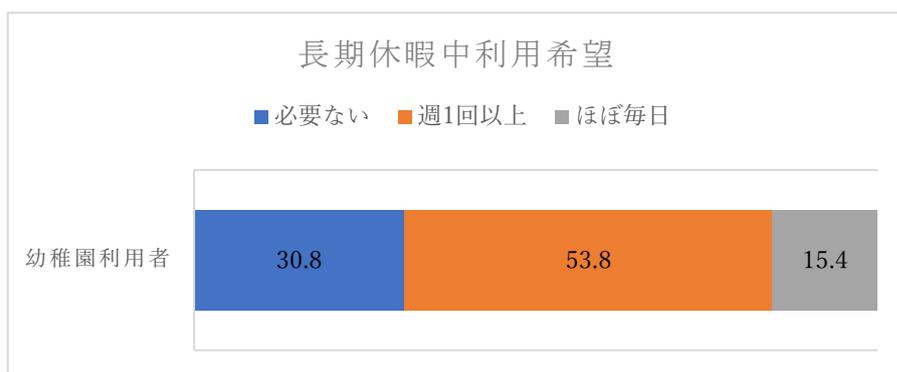
○定期的に利用したいと考える教育・保育事業



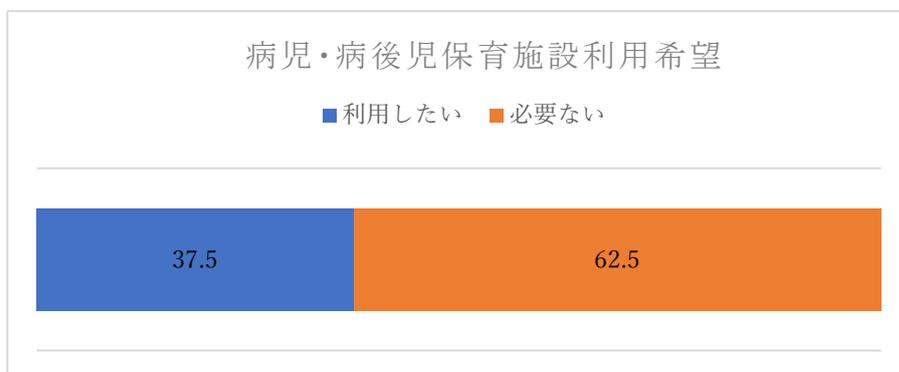
○土曜日、日曜・祝日の教育保育事業（幼稚園・保育所等）の利用を希望するか



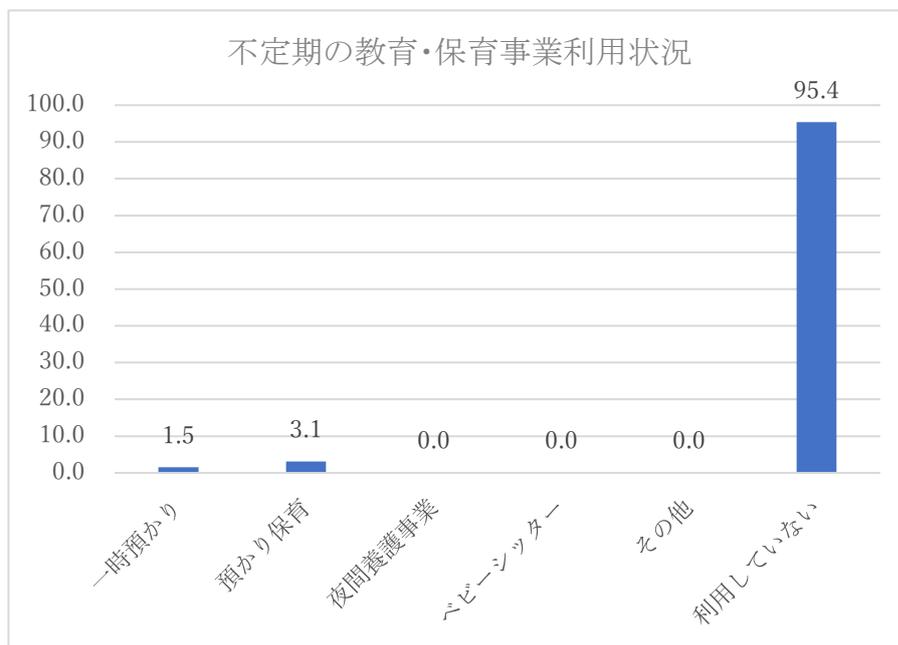
○幼稚園の長期休暇期間中、教育・保育事業の利用を希望するか



○病児・病後児のための保育施設等の利用希望について

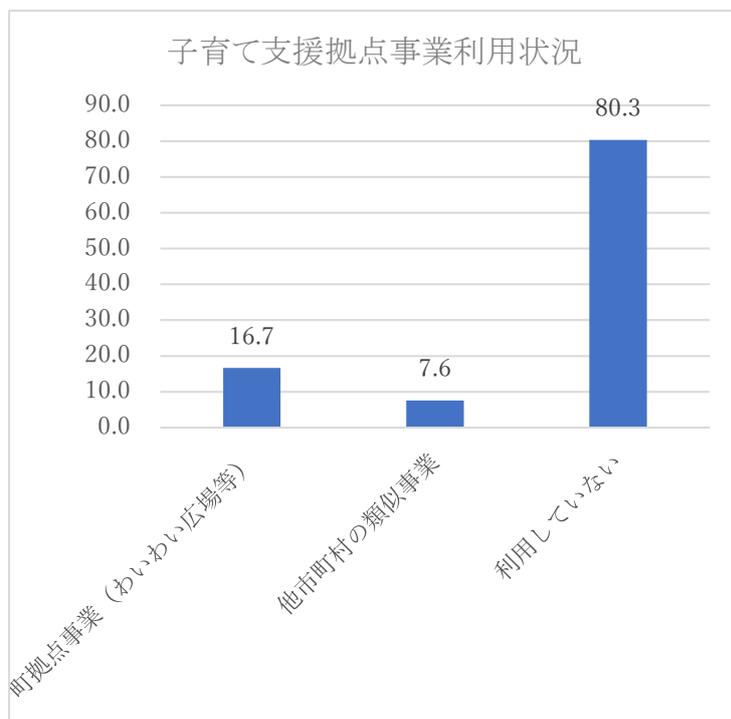


○一時預かり等不定期に利用している教育・保育事業はあるか



一時預かり：未就園児が保育所などを一時的に利用
 預かり保育：通常の就園時間を延長して利用（不定期）

③ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



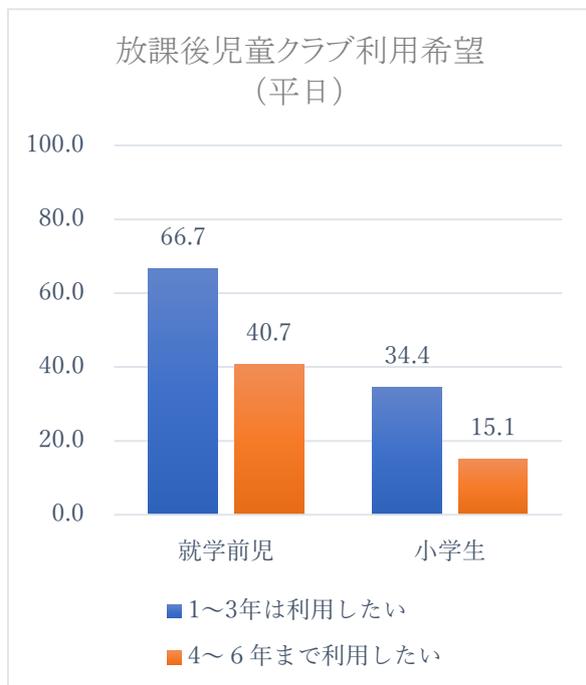
未利用者の利用希望

■ 今後は利用したい ■ 必要ない

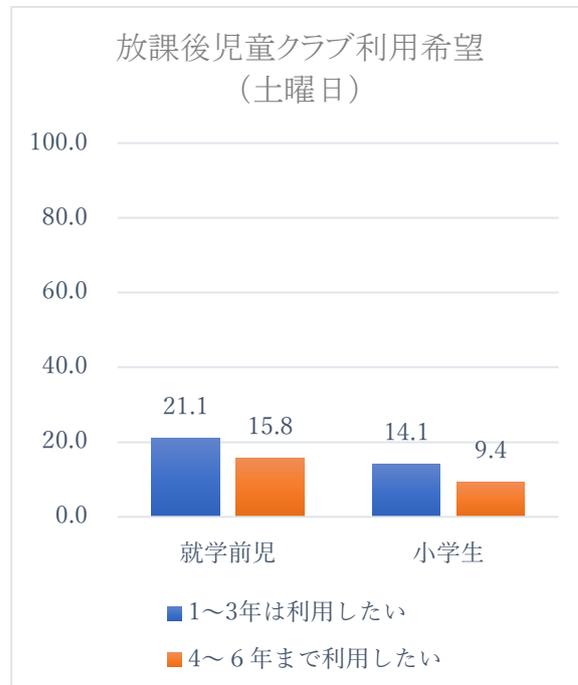


④ 放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望

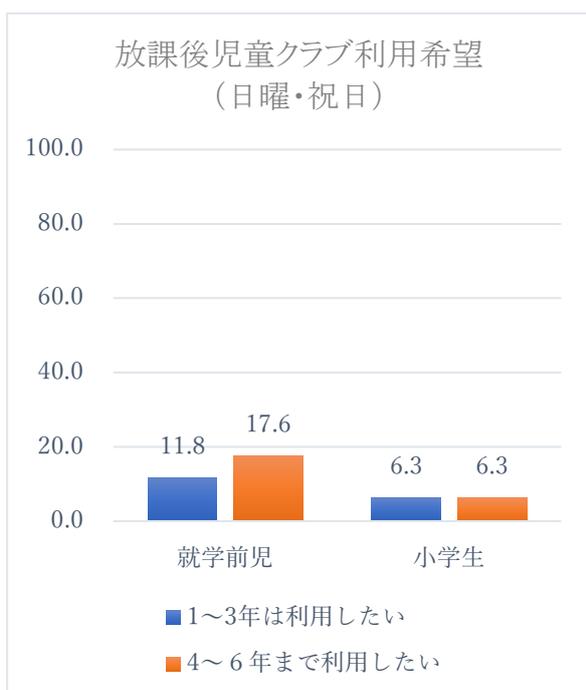
○平日の利用希望



○土曜日の利用希望



○日曜・祝日の利用希望



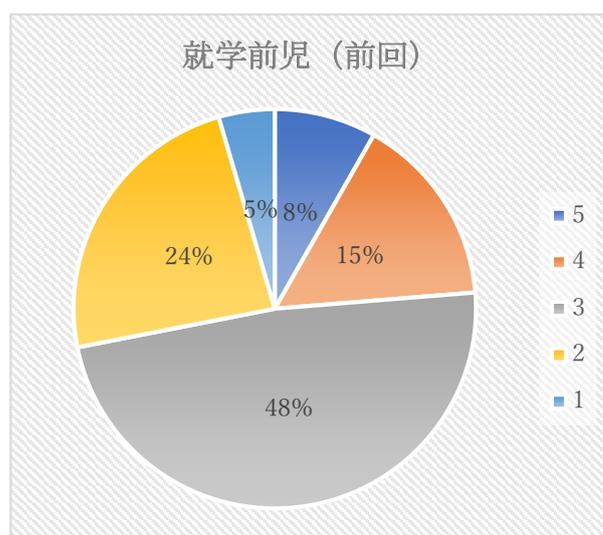
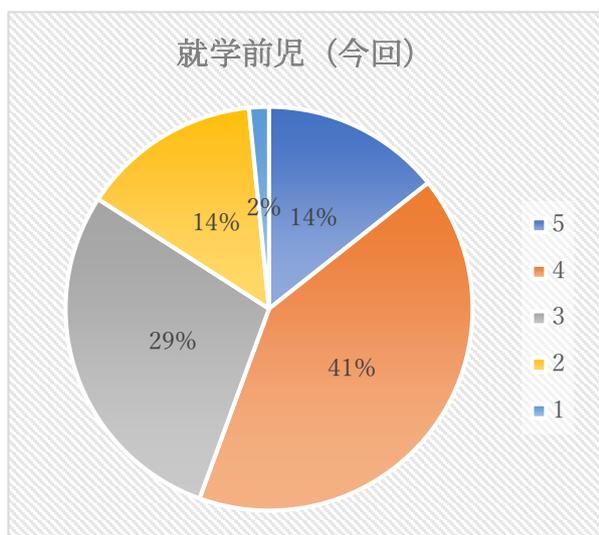
○長期休暇期間中の利用希望



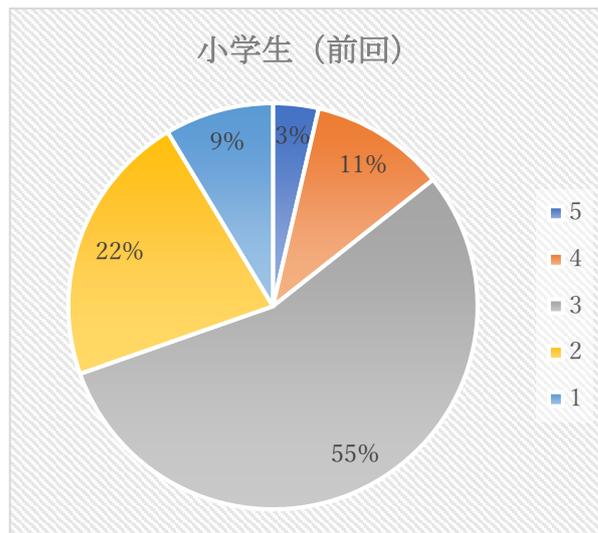
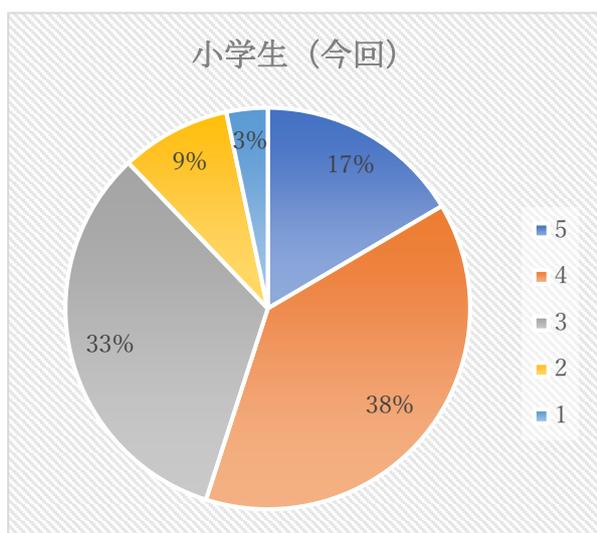
⑤ 町の子育て環境や支援に対する満足度の状況

○子育て環境満足度の前回調査（5年前）との比較

満足度 高い ← 5 4 3 2 1 → 低い



就学前児の保護者の回答では、満足度4以上とした人の割合が前回調査の23%から55%へと上昇している。



小学生保護者においても満足度4以上の割合が14%から55%へ大幅に上昇している。

4 第1期子ども・子育て支援事業計画の実績（平成30年度）

事業名	H30利用推計 (量の見込み)	H30実績値	備考
認定こども園			
1号認定（幼稚園）	18人	16人	
2号認定	39人	41人	
3号認定（0歳）	7人	7人	
3号認定（1・2歳）	14人	25人	
地域子ども・子育て支援事業			
利用者支援事業	1箇所	1箇所	
子育て支援拠点事業	130人	180人	※月当たり平均利用者
妊婦健康診査		実施	
新生児訪問		実施	H29年度より実施
乳児家庭全戸訪問		実施	H30年度より実施
一時預かり(在園児)	120人	53人	※年間延べ利用者
〃（未就園児）	50人	40人	〃
延長保育		実施	
放課後児童クラブ	45人	56人	H30より「みなくる」で実施

第1期期間中、計画事業に関しては着実に実施し、事業量に関しても利用者のニーズを概ね満たしていると考えます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもが安心してのびのびと育ち、健やかに成長することは多くの人々の願いであり、その環境をつくることは地域、そして社会全体の役割です。

本町ではこれまで、全国初の認定こども園である「井川こどもセンター」、県内初となる「井川義務教育学校」の開校など、前衛的な視点で保育・教育の充実に力を入れてきました。また、子育て支援においても「井川版ネウボラ」として様々な事業を実施しています。

本計画では、「子ども親も 地域とともに」を理念とした第1期子ども子育て支援事業計画の取り組みを継承しつつ、これまで以上に、地域における人と人とのつながりを重視し、地域が寄り添って子どもを守り育てていくまちづくりを目標に次のとおり基本理念を掲げます。

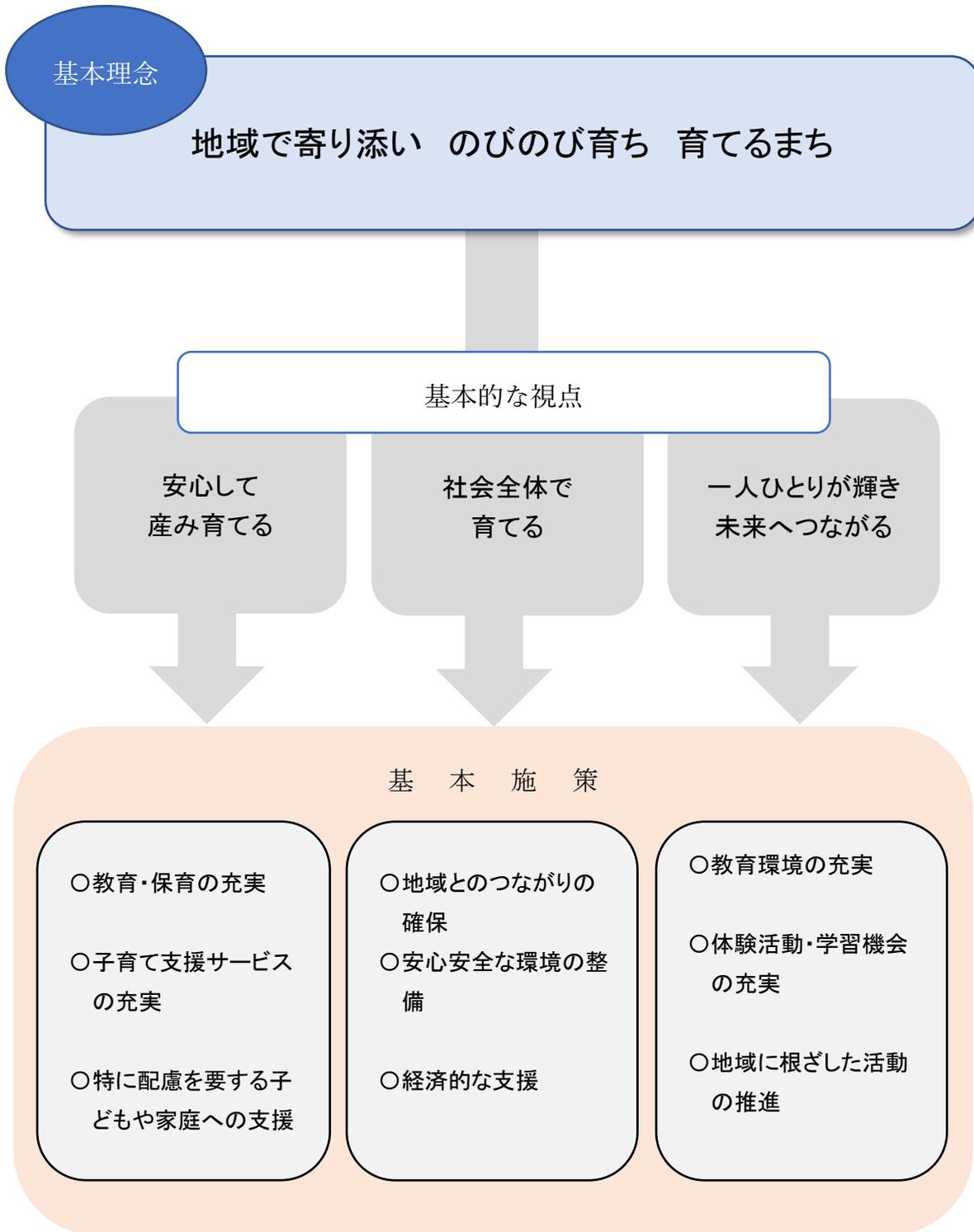
『地域で寄り添い のびのび育ち 育てるまち』

※井川版ネウボラ…「ネウボラ」はフィンランド語、自治体が妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で運営する拠点をいう。

2 計画の基本的な視点

- (1) 安心して産み育てる
- (2) 社会全体で育てる
- (3) 一人ひとりが輝き未来へつながる

3 施策の体系



第4章 施策の推進

計画の基本理念「地域で寄り添い のびのび育ち 育てるまち」の実現に向け、

- 1 安心して産み育てる
- 2 社会全体で育てる
- 3 一人ひとりが輝き未来へつながる

上記三つの基本的な視点に基づいて、個別の施策を推進していきます。

また、子ども・子育て支援法に定められる事業については、アンケートの調査結果をもとに、国の算定基準に町の現況も勘案して「量の見込み」を算出し、利用者のニーズとサービスの質の確保を考慮した計画とします。

1 安心して産み育てる・・・基本視点1

(1) 教育・保育の充実

① 施設型給付(認定こども園)

井川こどもセンターは平成10年度に東西の保育園・幼稚園を統合して開園以来、幼保一体教育を実施し地域の子育ての中核を担っています。平成18年には全国初の「認定こども園」に認定され、平成27年からは幼保連携型の認定こども園として運営しています。

■認定こども園の年度別見込み量と確保提供総数

単位：人

	現 状	推 計				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	98	101	89	87	84	76
1号認定(幼稚園)	13	16	13	13	13	11
2号認定(3歳以上)	48	56	50	48	46	41
3号認定(0歳)	6	10	10	10	9	9
3号認定(1・2歳)	31	19	16	16	16	15
確保提供総数	140	140	140	140	140	140
1号認定(幼稚園)	30	30	30	30	30	30
2号認定(3歳以上)	110	110	110	110	110	110
3号認定(0歳)						
3号認定(1・2歳)						

「量の見込み」に関してはアンケートでの希望に加え、父母の就労状況や今後の就労希望も踏まえた潜在的な需要を国の算定基準に沿って算出したものです。

【確保の方策】

現状、施設型給付についてはこどもセンターにおいてニーズ量に対しての提供数は満たしています。今後もニーズの多様化に柔軟に対応できるよう適正な保育士の配置を行っていきます。また、職員の研修を適切に実施し保育の質の維持・向上に努めます。

② 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常の保育時間を延長して保育する事業です。

■延長保育事業の年度別見込み量と確保提供総数

単位：人／月

	現 状	推 計				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	10	4	4	4	4	4
確保提供総数	10	10	10	10	10	10

【確保の方策】

こどもセンターにおいて保護者の仕事や一時的な用事などに応じて実施しています。在園児対象の事業であるため量の見込みに対して対応できる状態となっています。引き続き事業を実施していきます。

③ 一時預かり事業

保護者が就労、病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどの目的で子どもを預けたいときに、保育園等で一時的に保育を行います。

■一時預かり事業の年度別見込み量と確保提供総数

単位：人／年

	現 状	推 計				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	32	32	30	29	25	24
確保提供総数	100	50	50	50	50	50

【確保の方策】

こどもセンターで実施しています。ニーズ量に対しては対応できる状態となっています。今後も継続して実施します。

(2) 子育て支援サービスの充実

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の確保提供数

単位:箇所

	H30	R2	R3	R4	R5	R6
確保提供総数	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

平成 30 年度から母子保健型の当該事業を実施しており、今後も継続して行っています。

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、その他の支援を行う事業です。

【確保の方策】

当該事業については、子育て支援多世代交流館（みなくる）でわいわい広場を実施しています。今後も内容の充実に努めるとともに積極的な広報を行い周知を図ります。

③ 病児・病後保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する事業です。現在当該事業の実施はありません。

【確保の方策】

現在事業の実施予定はありません。今後、ニーズを見極めながら広域連携での実施も含めて検討します。

④ 放課後児童クラブ(学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。

■放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数 単位:人/年

	現 状	推 計				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	45	30	26	27	23	24
確保提供総数	45	45	45	45	45	45

【確保の方策】

子育て支援多世代交流館（みなくる）において義務教育学校前・中期課程児童に対し実施しています。内容の更なる充実を図るとともに、「放課後子ども教室」との連携も進めます。

⑤ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方策】

妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票及び多胎妊婦受診票を交付しています。引き続き事業を実施していきます。

⑥ 新生児訪問事業

母子保健法に定められた事業で、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

【確保の方策】

町保健師が訪問を行っており、今後も継続して実施していきます。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

児童福祉法に定められた事業で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供総数 単位：人／年

	現 状	推 計				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	11	14	14	14	13	13
確保提供総数	20	20	20	20	20	20

【確保の方策】

町保健師が訪問を行っており、今度も継続して実施していきます。

⑧ 養育支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策】

実態の把握に努め、必要に応じて対応していきます。

⑨ 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう支援します。

【確保の方策】

育児休業制度の積極的な広報活動や町内企業への働きかけを実施するとともに各種保育サービスの質の向上を図ります。また、産休・育休期間中の保護者への情報提供を行い相談支援事業の充実に努めます。

(3) 特に配慮を要する子どもや家庭への支援

① 要保護児童等への支援

児童虐待を防止し、すべての児童の心身の成長を促していくためには、発
生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ
目のない総合的な支援が必要となります。

【確保の方策】

乳幼児健診時やこどもセンター、義務教育学校、診療所などでの早期発見の
ほか、要保護児童対策協議会を中心に福祉事務所等関係機関との連携を深め、
総合的な支援に努めます。

② ひとり親家庭への支援

子育てに加え、生計を担うことも多いひとり親家庭が安定した生活を送れ
るよう、子育てや生活に関する支援に努めます。

【確保の方策】

それぞれの家庭の事情に応じた相談対応やサービス提供に努めるとともに、
国・県の支援施策とも連携し自立した生活に向けた支援を実施します。

③ 障害のある子どもへの支援

発達の遅れや障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で健やかに成長で
きるよう、それぞれの発達段階に応じた支援に努めます。

【確保の方策】

医療機関と連携して実施している「幼児けんこう教室」のほか、発達の段階
や障害の特性に応じた相談対応、支援の充実に努め、地域全体で温かく見守っ
ていく環境の整備に引き続き取り組んでいきます。

2 社会全体で育てる・・・基本視点2

(1) 地域とのつながりの確保

① 相談体制の充実(産前産後サポート)

妊娠・出産・子育てに対する様々な不安に対する相談体制の充実を図り、親子がともに成長できるようサポートします。

【確保の方策】

母子手帳交付時に全員と面談し、必要に応じて産前訪問を実施するほか、出産後は産後訪問を行います。また、子育て応援サイトを活用し積極的に情報を発信します。

② すくすく学級の実施

生後2～3か月のお子さんと保護者に向け「すくすく学級」を実施し、健康・育児相談に応じます。また、子育て家庭が地域とつながることで孤立を防ぎ、子育てに対する不安感を軽減できるよう支援していきます。

【確保の方策】

身体計測や発育状況を確認し、健康・育児相談のサポートを実施するほか、保護者同士の交流を支援します。

③ 子育て支援多世代交流館(みなくる)の充実

「みなくる」は地域ぐるみで子育てをする環境を築くため、子育て家庭の支援活動や放課後児童の活動の場として、また、子どもが安心して過ごせる環境、世代間交流の環境づくりを目的に平成30年にオープンした施設です。

【確保の方策】

現在施設で実施している地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブの充実に加え、様々な世代に向けた多様なイベントを実施し利用促進を図ることで、多世代における地域とのつながりの確保に向けて取り組んでいきます。

(2) 安心安全な環境の整備

① 安全確保のための活動の推進

子どもが安心して育つことのできる地域環境の整備を進めます。また、関係機関と連携し防災・交通安全等への意識向上のための取り組みを実施します。

【確保の方策】

公共施設や公園等遊具の安全管理の徹底、こどもセンターや義務教育学校での防災・防犯教室、定期的な巡回の実施など、安全で人にやさしい生活環境の整備に努めます。

② 安全な道路交通環境の整備

子どもや子どもを連れた保護者が安心して通行できるよう道路危険個所の点検や交通安全施設の整備を進め、事故防止に努めます。

【確保の方策】

警察署と連携した通学路やお散歩コースの安全点検、信号機や横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備など安全確保に向けた取り組みを進めます。

③ インターネットセーフティの推進

近年、スマートフォンやゲーム機の利用は子育ての課題の一つとして避けては通れないものとなっています。子どもや保護者が正しくネット環境と接することができるよう支援します。

【確保の方策】

ネットセーフティについて積極的に啓発するとともに、日々進化するインターネットに関する状況の把握に努め、トラブルを未然に防ぐため専門機関を活用した児童生徒や保護者への講習等を実施します。

(3) 経済的な支援

① 保育料助成

社会全体で子育てを支えていくという考えのもと、こどもセンターの幼稚園利用料及び保育料を無償化及び所得に応じた軽減を行い、子育て家庭の経済的負担を緩和します。

【確保の方策】

幼稚園利用料・保育料の無償化（3歳～5歳・0～2歳町民税非課税世帯・第2子以降2歳・多子等）と、無償化の対象とならない場合も所得に応じた軽減を行うほか、給食費については全額助成します。

② 医療費助成

次代を担う子どもの健康保持、増進を図り、健やかに産み育てる環境づくりの一環として医療費の助成を行います。

【確保の方策】

所得に係わらず、0～18歳までの医療費を全額助成します。

③ 児童手当

家庭における生活の安定と、健やかな成長を応援することを目的として、児童手当を支給します。

【確保の方策】

15歳（義務教育修了まで）の子どもを養育している方に支給されます。

④ 不妊治療費助成

少子化対策の一環として、不妊治療を行っている夫婦に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

【確保の方策】

不妊治療（特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療）に直接要した費用に対し、一回の治療に10万円を限度に助成します。

⑤ お誕生クーポン

おむつ等の購入に使用できるクーポン券を進呈し、何かと費用がかかる出産後の経済的負担の軽減を図ります。

【確保の方策】

出生時 1 人につき、おむつ、ミルク、おしり拭きの購入に使用できるクーポン券 5 万円分を進呈します。

⑥ チャイルドシート購入費助成

子育て世帯の経済的負担の軽減と安全の確保を目的として、チャイルドシートの購入費用に対して助成を行います。

【確保の方策】

4 歳未満の乳幼児の保護者に対し、チャイルドシートの購入費の 1/2（上限 5 千円）を助成します。

⑦ 任意予防接種費用助成

疾病の予防、健康の増進のため、予防接種を受ける機会を確保することを目的として費用の助成を行います。

【確保の方策】

流行性耳下腺炎（おたふく）、インフルエンザ等に係る予防接種費用の一部を助成します。

⑧ リフォーム補助・空き家購入リフォーム補助

安心して子どもを育てることができる居住環境の整備促進のため多子世帯及び空き家購入後のリフォームの費用に対して助成を行います。

【確保の方策】

18 歳以下の子どもが 3 人以上の親子世帯がリフォームを行う場合は対象工事の 10%（上限 20 万円）、18 歳以下の子どもが 1 人以上の親子世帯が空き家を購入しリフォームを行う場合は 15%（上限 30 万円）を助成します。

3 一人ひとりが輝き未来へつながる・・・基本視点3

(1) 教育環境の充実

① 義務教育学校の充実

知育、道育、体育の総合的な教育によって豊かな人間性を持つ調和のとれた児童・生徒を育てる学校教育を推進していきます。学校・地域・保護者が良好な関係を築いて主体的に開かれた教育課程をつくりあげ、義務教育9年間の新しい学校文化の創造を目指します。

【確保の方策】

少人数指導や探求型の授業づくりによる確かな学力の向上を図るとともに、道徳教育の充実、地域との積極的な関わりで豊かな心や社会性の育成を推進します。

② 図書活動の推進

本を読むことは、子どもが言葉を学び、想像力・表現力を高め、生きていくうえで力となるという考えのもと、図書活動を推進していきます。

【確保の方策】

学校図書、公民館図書、子育て支援多世代交流館図書の充実を図り、幼児期からの読書習慣の形成を促すイベント等を実施するほか、義務教育学校児童生徒へ図書カードの配布を行います。

③ 義務教育学校『井川みらい学』の推進

義務教育9年間を通して「大きな志を持てる子ども」「ふるさとを大切に育てる子ども」を育てるために、キャリア教育・ふるさと教育の一環として児童・生徒が様々な体験活動を行う『井川みらい学』を推進します。

【確保の方策】

職場体験や特産品、伝統文化、観光施設などについて体験を通して学ぶ機会を定期的に設け、地域を良く知ってもらうことでふるさとの大切さを感じ取るとともに、一人ひとりに夢や希望を持ってもらうための取り組みを進めます。

(2) 体験活動・学習機会の充実

① 多様な体験活動の推進

心豊かでたくましい青少年の育成と地域の教育力の向上が図られるよう、関係機関や諸団体等と連携し体験活動や野外活動を実施します。

【確保の方策】

あつまれ！いかわっこや子ども夏まつり、わんぱく雪まつり等の毎年の行事だけでなく、適宜必要な新しい体験活動の機会を創出していきます。

② 放課後こども教室の実施

放課後や週末の子どもたちの居場所をつくり、地域が協力して勉強やスポーツ活動を支援する放課後子ども教室を実施します。

【確保の方策】

放課後児童クラブと連携しながら、子育て支援多世代交流館や義務教育学校において地域の方を先生とした講座等を実施していきます。

③ スポーツ活動の推進

子どもたちの心身の健全育成を生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力を培うことを目的として、スポーツに親しむことのできる機会の創出に努めるとともに、スポーツ活動全般について地域全体で支援する環境づくりを推進します。

【確保の方策】

心身の成長過程にある子どもたちが多種多様な運動を経験し、体力の基礎を身につけることができるようスポーツ少年団活動や学校部活動を支援します。また、各種スポーツ行事の充実に努めます。



(3) 地域に根ざした活動の推進

① 児童館活動の充実

町では、児童館及び地区集会所に児童館厚生員を配置し、地域ぐるみで子どもを見守る視点にたって子どもたちの遊びの拠点となるよう運営を行っています。

【確保の方策】

地域に根ざした児童館として地域の中で人とふれあいながら育っていけるような環境づくりを目指し、子どもたちの自主性を大切にしながら創作活動、自然体験、生活体験など様々な体験の機会を提供していきます。

② 多世代交流の推進

子どもたちを地域全体で見守り、育てていくだけではなく、お互いの助け合いや交流の輪を育み、地域の活性化につなげていくために多世代交流を推進します。

【確保の方策】

子育て支援多世代交流館を核として、こどもセンターや義務教育学校、各児童館等において多くの世代の方と関わりを持てる取り組みを実施します。



第5章 計画の進行管理

1 計画推進体制

計画の推進にあたっては、子ども・子育て会議の意見を参考に、関係課が連携して全庁的に取り組んでいきます。また、国や県、関係機関との連携を取りながら、何より保護者と地域の方々に計画の趣旨や制度を理解していただき、ともに本計画を着実に推進したいと考えます。

2 進行管理

計画の進捗状況については子ども・子育て会議において継続的に評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

資料編

1 井川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 4 日

条例第 21 号

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、井川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

第 3 条 会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 6 条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第 8 条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(井川町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 井川町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

2 井川町子ども・子育て会議委員名簿

任期 R1. 12. 1～R3.11. 30

No.	氏名	職名等
1	齊藤 仁	こどもセンター父母の会 会長
2	小林 留美子	義務教育学校 生活支援員
3	伊藤 愛花	保護者
4	浅野 博明	事業主を代表する者
5	伊藤 舞	労働者を代表する者
6	三浦 智	義務教育学校 校長
7	石井 高子	こどもセンター 副園長
8	湊 百合子	町保健師
9	武田 弘子	児童厚生員
10	遠藤 勇人	教育委員
11	田中 弘美	主任児童委員